



結婚新生活を応援します



鋸南町では、結婚新生活を経済的に支援するため、住宅の取得・賃貸・引越費用に対して、29歳以下の夫婦は上限60万円（39歳以下の夫婦は上限30万円）を補助します。



対象となる世帯

令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻届を受理された39歳以下の夫婦で、夫婦の双方または、いずれかが鋸南町内の住宅に居住し、住民登録されている世帯。



その他の要件

- ・夫婦の所得が合計500万円未満であること
- ・世帯全員が町税等を滞納していないこと
- ・過去にこの制度に基づく補助金を受けたことがないこと



対象となる経費

- ・婚姻に伴う住宅取得費用、または、住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等）
- ・引越費用（引越業者、または、運送業者への支払いに限る）



申請期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで



お問い合わせは

鋸南町役場税務住民課住民保険室

☎ 0470-55-2112

E-mail juumin@town.kyonan.chiba.jp

補助要件チェック表

チェック欄	対象要件（すべてに該当すること）
☐	令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届が受理されている。
☐	婚姻届を受理された日における夫婦の年齢が39歳以下である
☐	夫婦の前年の所得の合算額が500万円未満である （収入ではなく、所得で算定します） ※貸与型奨学金を返済している場合は、年間の返済額を所得から減算します。
☐	申請時において鋸南町に居住し住民票の登録がある
☐	世帯全員が町税等を滞納していない
☐	過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない
☐	世帯全員が暴力団員でない

提出書類チェック表

チェック欄	提出書類（すべての書類がそろっていることを確認してください）
☐	鋸南町結婚新生活支援事業補助金交付申請書
☐	※婚姻後の戸籍謄本、または、婚姻届受理証明書
☐	※世帯全員の住民票
☐	※所得証明書（夫婦とも）
☐	※世帯全員の納税証明書等
☐	住宅の賃貸借契約書、及び、領収書の写し
☐	振込先口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカードの写し等）
	【以下は該当する場合】
☐	住宅手当支給証明書
☐	引越費用に係る領収書の写し
☐	貸与型奨学金の返済額がわかる書類
☐	離職している場合は離職を確認できる書類

※のある項目は、申請書の同意欄に記名しており、鋸南町の公簿等で確認できる場合は不要